



認定日本語教育機関への実地視察について（案）

令和5年9月26日

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第121回）資料3

※本資料は、認定日本語教育機関としての認定後に実施する実地視察についての資料

1. 趣旨

- （１）審議会等のうち日本語教育機関認定法の規定に基づく事項を取り扱うもの（以下「審議体」という。）は、認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程における教育の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、認定日本語教育機関に対して、実地視察を行う。
- （２）実地視察の方法は、審議体が定めるところによる。

2. 実地視察方法

- （１）実地視察の対象となる認定日本語教育機関は、審議体の長が定める。その際、第三者評価による客観的な質保証の仕組みを有しない認定日本語教育機関を優先的に選定することとする。

※実施体制等を踏まえて実施機関数を毎年決定し、過去に視察を実施していない機関や、前回の視察から時間が経過した機関の中から、定期報告等に基づき、課題や好事例となり得る取り組みのある機関を中心に選定する。

- （２）実地視察は、関係法令に基づき、主として次の点に留意しながら、認定日本語教育機関及びその機関が設置する日本語教育課程が、必要な法令等の基準を満たし、適切な水準にあるかどうかを確認する。

- ①日本語教育に対する理念、設置の趣旨等、 ②教員組織、 ③施設・設備
- ④日本語教育課程及び履修方法、 ⑤生徒への学習上及び生活上の支援
- ⑥学則の遵守状況、 ⑦生徒の進路の状況、 ⑧財務の状況

認定日本語教育機関への実地視察について（案）②

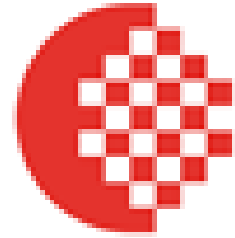
- (3) 実地視察は審議体に属する委員 2 名以上で分担して行う。
- (4) 実地視察を行う委員は審議体の長が定める。
- (5) 委員は利害関係のある認定日本語教育機関の実地視察はできない。
- (6) 実地視察には、文部科学省担当官が同行し、事務にあたる。
- (7) 実地視察にあたっては、「留学」の課程を置く機関に関しては、在留管理上の観点から必要に応じて、出入国在留管理庁担当官の協力を求めることができる。
- (8) 審議体の長は、実地視察の対象となる認定日本語教育機関に対し、実地視察調査票をあらかじめ提出させ、実地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察の対象となる認定日本語教育機関に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。
- (9) 実地視察においては、必要に応じて授業見学や生徒へのヒアリングを行うこととする。
- (10) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

3. 報告書の作成及び公表

- (1) 実地視察の結果については、委員及び文部科学省担当官により、報告書を作成する。その際、必要に応じて、認定日本語教育機関の協力を求めるものとする。
- (2) 報告書は審議体に提出し、了承を経た後公表し、実地視察対象となった認定日本語教育機関に送付する。

4. 法令違反についての意見

- (1) 実地視察の対象となった認定日本語教育機関について、審議体が、関係法令に反した状態にあり又はその恐れがあると認める場合には、審議体は、文部科学大臣に意見を述べることができる。



文化庁